暴 力 寸 員 に よる不 · 当 な 行 為  $\mathcal{O}$ 防 止 等 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する 法 律 案 閣 法 第 匹 | 六 号 )

## 先 議 要 旨

本 法 律 案  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ と お り で あ ر ک ه

対 立 抗 争 に ょ る 危 険 を 防 止 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備

1 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 相 互. 間 に 対 立 抗 争 が 発 生 L た 場 合 に お 11 て、 当 該 対 立 抗 争 に 係 る  $\mathbb{K}$ 器 を 使 用 L た 暴 力

行 為 が 人  $\mathcal{O}$ 生 命 又 は 身 体 に 重 大 な 危 害 を 加 え る 方 法 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り か 0 当 該 対 <u>\f</u> 抗 争 に 係 る 暴 力

安 行 委 為 員 に 会 ょ は り 三 更 に 以 人 内  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 生 期 命 間 又 及 は 身 び 警 体 戒 に 区 重 域 大 を な 定 危 8 害 て、 が 加 当 え 該 5 対 れ 立 る 抗 お 争 そ に れ 係 が る あ 指 る と 定 暴 認 力 8 寸 る 等 を き は、 特 定 抗 都 争 道 指 府 県 定 暴 公

力 寸 等 と L て 指 定 す る t 0 と す る。

月

2 特 定 抗 争 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 指 定 暴 力 寸 員 は 警 戒 区 域 12 お 1 て、 当 該 特 定 抗 争 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 事 務 所 を

新 た に 設 置 す ること等 を し て は な 5 ず、 特 定 抗 争 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 指 定 暴 力 寸 員 等 は 警 戒 区 域 内 に 在 る

当 該 特 定抗 争指定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 事 務 所に <u>\f</u> ち 入 り、 又 はとどま 0 て は な 5 な

- 暴 力 的 要 求 行 為 等 に 伴 う 暴 力 行 為 に ょ る 危 険 を 防 止 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備
- 1 指 定 暴 力 寸 員 又 は そ  $\mathcal{O}$ 要 求 若 L < は 依 頼 を 受 け た 者 が 暴 力 的 要 求 行 為 箬 に 関 連 L 7 区 器 を 使 用 L て 人
- $\mathcal{O}$ 生 命 等 に 重 大 な 危 害 を 加 え る 方 法 に ょ る 暴 力 行 為 を 行 0 た لح 認 8 5 れ か 0 当 該 指 定 暴 力 寸 員  $\mathcal{O}$ 所
- 属 す る 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 指 定 暴 力 寸 員 又 は そ  $\mathcal{O}$ 要 求 若 L < は 依 頼 を 受 け た 者 が 更 12 反 復 L て 同 様  $\mathcal{O}$ 暴 力 行
- 為 を 行 う お そ ħ が あ る لح 認 8 る とき は 都 道 府 県 公 安 委 員 会 は 年 を 超 え な 11 範 井 内  $\mathcal{O}$ 期 間 及 び

警

戒

- 区 域 を 定 8 て 当 該 指 定 暴 力 寸 等 を 特 定 危 険 指 定 暴 力 寸 等 と L て 指 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る
- 2 特 定 危 険 指 定 暴 力 団 等  $\mathcal{O}$ 指 定 暴 力 寸 員 は 暴 力 的 要 求 行 為 を 行 う 目 的 で、 警 戒 区 域 に お 1 て 又 は 戒
- 区 域 に お け る 人  $\mathcal{O}$ 生 活 若 L < は 業 務  $\mathcal{O}$ 遂 行 に 関 L て 相 手 方 に 面 会 を 要 求 す ること 等 を L 7 は な 5 な 1
- 3 都 道 府 県 公 安 委 員 会 は 警 戒 区 域 内 に 在 る 特 定 危 険 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 事 務 所 が 多 数  $\mathcal{O}$ 指 定 暴 力 寸 員  $\mathcal{O}$
- 集 合  $\mathcal{O}$ 用 等 に 供 さ れ て お り、 又 は 供 さ れ る お そ れ が あ る لح 認 8 る لح き は 当 該 事 務 所 12 係 る 管 理 者 又 は
- 用 等 に 供 L 7 は な 5 な 1 旨 を 命 ず ることが で 、きる。

当

該

事

務

所

を

現

12

使

用

L

て

1

る

指

定

暴

力

寸

員

に

対

し、

三

月

以

内

 $\mathcal{O}$ 

期

間

を

定

 $\otimes$ 

7

当

該

事

務

所

を

れ

5

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 都 道 府 県 暴 力 追 放 運 動 推 進 セ ン タ に ょ る 事 務 所 使 用 差 止 請 求 制 度 0) 導 入

玉 家 公 安 委 員 会 0 認 定 を受 け た 都 道 府 県 暴 力 追 放 運 動 推 進 セ ン タ 1 は 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 事 務 所  $\mathcal{O}$ 使 用 12

ょ n 付 近 住 民 等  $\mathcal{O}$ 生 活  $\mathcal{O}$ 平 穏 又 は 業 務  $\mathcal{O}$ 遂 行  $\mathcal{O}$ 亚 穏 が 害 さ れ る こと を 防 止 す る た 8  $\mathcal{O}$ 事 業 を 行 う 場 合 に お

11 て、 当 該 付 近 住 民 等 で 当 該 事 務 所  $\mathcal{O}$ 使 用 及 び  $\subseteq$ n に 付 随 す る 行 為  $\mathcal{O}$ 差 止  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 請 求 を L ょ うとす る ŧ  $\mathcal{O}$ 

カ 5 委 託 を受 け た とき は 当 該 請 求 に 関 す る 切  $\mathcal{O}$ 裁 判 上 又 は 裁 判 外  $\mathcal{O}$ 行 為 を す る 権 限 を 有 す る。

兀 暴 力 的 要 求 行 為 及 び 準 暴 力 的 要 求 行 為  $\mathcal{O}$ 規 制  $\mathcal{O}$ 強 化 等

1 宅 地 建 物 取 引 業 者 に 対 す る 不 動 産 取 引 要 求 暴 力 寸  $\mathcal{O}$ 示 威 行 為  $\mathcal{O}$ 用 に 供 さ れ る お そ れ  $\mathcal{O}$ あ る 施 設 に 対

す る 施 設 利 用 要 求 等 指 定 暴 力 寸 員 が 所 属 す る 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 威 力 を 示 L て す る 行 為 及 75 指 定 暴 力 寸 箬

 $\mathcal{O}$ 威 力 を 示 L て 人 に 対 L て 玉 等 が 行 う 売 買 等  $\mathcal{O}$ 契 約 に 係 る 入 札 に 参 加 L な 1 こと等 を 4 だ ŋ に 要 求 す る

行 為 を 暴 力 的 要 求 行 為 لح L て 規 制 す る 行 為 に 追 加 す る

2 指 定 暴 力 寸 員 は 人 が 当 該 指 定 暴 力 寸 員 が 所 属 す る 指 定 暴 力 寸 等 に 係 る 準 暴 力 的 要 求 行 為 をすること

を助けてはならない。

3 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 威 力 を示すことを常習とする 者 で 当 該 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 指 定暴 力 寸 員 で なく な 0 た 日 カコ

5 五. 年 を経 過 し な 1 者 等 を準 暴 力 的 要 求 行 為 が 禁 止 さ れ る 者 に 追 加 す る。

4 指 定 暴 力 寸 員 は、 そ  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 所 属 す る 指 定 暴 力 寸 等  $\mathcal{O}$ 指 定 暴 力 寸 員  $\mathcal{O}$ 縄 張 内 で 営 業 を 営 む 者  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$ に、

用 心 棒  $\mathcal{O}$ 役 務 を 提 供 す ること 等  $\mathcal{O}$ 行 為 を L 又 は 当 該 行 為 を す ることをそ  $\mathcal{O}$ 営 業 を 営 む 者 等 لح 約 束 L 7

は な 5 な 11 営 業 を 営 む 者 等 は 指 定 暴 力 寸 員 に 対 L 用 心 棒  $\mathcal{O}$ 役 務 を 提 供 す ること等 を要 求 L 依 頼

L 若 L < は 唆 し、 又 は 約 束  $\mathcal{O}$ 相 手 方 と な 0 て は な 5 な 11

5 暴 力 的 要 求 行 為 に 対 す る 中 止 命 令 違 反 等 に 係 る 罰 則 を 強 化 す る

暴 力 寸 員 に ょ る 不 当 な 行 為  $\mathcal{O}$ 防 止 等 に 関 す る 玉 等  $\mathcal{O}$ 責 務 及  $\mathcal{U}$ 民 間 活 動  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備

五

及

び

公

暴

員

等

を

入

札

参

さ

な

ょ

う

に

る

た

8

置

を

る

そ

玉 地 方 共 寸 体 は 指 定 力 寸 に 加 せ 11 す  $\mathcal{O}$ 措 講 ず ほ カコ

 $\mathcal{O}$ 事 務 又 は 事 業 に 関 す る 暴 力 寸 員 に ょ る 不 当 な 行 為  $\mathcal{O}$ 防 止 及  $\mathcal{U}$ ک れ に ょ 1) 当 該 事 務 又 は 事 業 に 生 U た 不 当

ľ そ  $\mathcal{O}$ 事 業 活 動 を 通 じ て 暴 力 寸 員 に 不 当 な 利 益 を 得 さ せ るこ لح が な 1 ょ う 努  $\Diamond$ な け れ ば な 5 な

六、 施 行 期 日

な

影

響

 $\mathcal{O}$ 

排

除

に

努

 $\Diamond$ 

な

け

れ

ば

な

5

な

11

事

業

者

は

不

当

要

求

に

ょ

る

被

害

を

防

止

す

る

た

 $\Diamond$ 

に

必

要

な

措

置

を

講

0

本 法 律 は 三  $\mathcal{O}$ 規 定 を 除 き、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起 算 L て三月 を 超 え な 1 範 囲 内 に お 1 て 政 令 で定 8 る 日 カコ 5

施 行 す る